

○役員報酬等並びに費用に関する規程

〔24規程第24号〕
平成24年4月1日

改正 平成26年6月24日 26規程第10号
平成28年6月22日 28規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号及び公益財団法人放射線影響協会(以下「協会」という。)の定款第26条の規定に基づき、協会の役員(以下「役員」という。)の報酬等並びに費用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、理事のうち協会を主たる勤務場所とし、原則として週5日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、前号以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費及び雑費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤役員の報酬等は、本給、賞与及び退職金とする。

2 非常勤役員の報酬等は、非常勤役員手当とする。

(本給)

第4条 常勤役員の本給は、月額とし、別表1のとおりとする。

(賞与)

第5条 常勤役員には年2回賞与を支給することができる。

- 2 常勤役員の賞与は、5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡した常勤役員に対して支給する。ただし、常勤役員が定款第25条第1号の規定により解任されたときは支給しない。
- 3 各回の賞与の支給額は、本給月額の2.3箇月分に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、常勤役員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、常勤役員が定款第25条第1号の規定により解任されたときは、当該常勤役員には退職金は支給しない。

(退職金の額)

第7条 退職金の額は、在職期間1箇月につき、常勤役員が退職し又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の22を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第8条 在職期間の月数の計算については、常勤役員に選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1箇月に満たない端数を生じたときは、1箇月と計算するものとする。

2 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の常勤役員に選任されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなして在職期間を計算する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は日額とし、別表2の通りとする。但し、非常勤の理事長は第2項によることとする。

2 理事長については、原則として週2日、協会を主たる場所として勤務するものとし、月額36万円とする。

(報酬等の支給日及び報酬等の支給方法)

第10条 常勤役員の本給月額の支給定日は、毎月17日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 常勤役員の賞与の支給定日は、6月15日及び12月10日(それらの日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

3 常勤役員の退職金は、特別の事由がある場合を除き、支給の事由の発生した日から1箇月以内に支給する。

4 常勤役員の報酬等は、法令等に定めるところにより常勤役員の報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は常勤役員が指定する預金口座への振込みにより支給する。

5 理事長の報酬等については、第1項及び第4項に準ずる。

6 前項以外の非常勤役員の報酬等は、法令等に定めるところにより非常勤役員の報酬等から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接支給する。

7 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる報酬等の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを

100 円に切り上げるものとする。

(費用)

第 12 条 役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 通勤費は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする役員に支給する。

3 通勤費の額については、実費相当を支給する。

4 役員には、出張に要する旅費(宿泊費及び雑費を含む。)について実費相当を支給することができる。

(辞退)

第 13 条 支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等もしくは費用を支給しないことができる。

(公表)

第 14 条 協会は、この規程をもって認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準を公表するものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 24 規程第 24 号)

この規程は、公益法人設立登記に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 24 日 26 規程第 10 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。(平成 26 年 6 月 24 日評議員会議決)

附 則(平成 28 年 6 月 22 日 28 規程第 4 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。(平成 28 年 6 月 22 日評議員会議決)

別表 1

常勤役員の本給月額	
常務理事(代表理事)	949,500 円
常務理事(業務執行理事)	913,000 円

別表 2

非常勤役員手当日額	30,000 円
-----------	----------